

世羅町道路台帳更新業務仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 本仕様書は「世羅町道路台帳更新業務」に適用する。
- 2 本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ 調査・設計・測量業務等共通仕様書
 - ・ その他関連図書

第2条 準拠法令等

本業務は本仕様書によるほか、下記関係法令、規程等の最新版に基づいて行うものとする。

1. 測量法
2. 道路法
3. 道路法施行規則
4. 国土交通省「道路施設現況調査提要」
5. 国土交通省「公共測量作業規程」
6. 世羅町「公共測量作業規程」
7. 世羅町財務規則
8. 地方交付税法
9. その他関係法令

第3条 提出書類

受注者は、契約締結後に下記書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

1. 業務工程表
2. 業務計画書
3. 管理技術者及び照査技術者選任通知書
4. その他必要とする書類

第4条 貸与資料

貸与する資料及び支給品について、その受払状況を記録した帳簿を整え、常にその管理状況を明らかにしておくものとする。

第5条 打合せ等

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が出席するものとする。

第2章 道路台帳更新

第6条 業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

1. 作業区域 道路台帳作成及び修正路線
2. 資料収集・整理
3. 現況平面図修正
4. 台帳平面図修正
5. 廃止
6. 台帳調書作成
7. 橋梁台帳作成
8. ファイリングシステム・データ更新

第7条 資料収集・整理

本作業は、道路台帳作成及び修正に必要な関係図書を収集し、効率的に作業が行えるよう整理するものとする。

第8条 現況平面図修正

本作業は、改良路線について、竣工図面をもとに路線ごとに編集し、既存の現況平面図に修正を加えるものとする。

第9条 台帳平面図修正

本作業は、改良路線について、竣工図面及び現地調査の結果をもとに路線ごとに編集し、既存の台帳平面図に修正を加えるものとする。

第10条 台帳調書作成

本作業は、作成した台帳平面図により第二原図を作成し、調書作成の最小条件に適合する区間毎に、起点側より区分分割と座標測定付番を行うものとする。測定用の区分分割については下記のとおりとする。

1. 境界（市町界）の変わること
2. 車道部の幅員が 50 cm以上変化すること
3. 道路の舗装種別が変化すること
4. 道路の改良、未改良の変化すること
5. 自動車交通不能区域
6. 道路、橋梁、鉄道との交差箇所
7. その他の特に指示する箇所

上記作業を完了した測定基図をもとに、下記のとおり調書を作成する。

1. 座標測定機を使用し座標値を測定する。読取精度は 0.1 mm以内とする。
2. 電子計算機により演算に必要なデータとして、先に述べた座標値以外のデータ（併用・未併用の別、交差、重用、改良・未改良の別、路面種別、実

測幅員数値等)を区間毎に所定の方法によりデータシートに記入する。

3. コード番号の付け方は、発注者と協議して決定するが、概ね国土交通省道路施設現況調査提要に準じコードを作成する。

4. 電子計算機により演算処理し各種調書を出力する。

第3章 橋梁台帳作成

第11条 計画準備

作業開始に先立ち発注者より橋梁台帳作成及び修正に必要な資料の借用を行い、作成及び修正箇所の確認及びその他作業打合せを行うものとする。

第12条 現地調査

1. 現地調査に使用する施工済みの平面図及び一般橋梁図等の設計図書を基に現地調査を行い現地において調査点検及び必要と認められる判読困難な箇所等の補測修正するものとする。

2. 調査票に添付するため地上写真撮影(カラー)を行い、一橋につき3カット程度撮影するものとする。

第13条 橋梁台帳作成及び修正

現地調査により新規作成及び補測修正された修正素図を基に橋梁台帳帳票を作成するものとする。

第4章 ファイリングシステム・データ更新

第14条 計画準備

管理システム上で動作することを考慮し、適切なデータリングが行えるようデータ手順の計画を立てること。

第15条 データ調整

現在のデータはアナログで作成されたS=1/5,000を背景に作成されているが、一部区域については都市計画図DMデータ(レベル2,500)が背景になるので振幅道路線からはみ出す様な網図ラインについては修正を行うこと。またシステムで運用出来る形式に調整を行うこと。

第16条 データ更新

台帳平面図及び網図のスキャニングについては、以下の基準に従いデータ化を行うこと。

1. 解像度: 400dpi

2. データフォーマット: TIF白黒2階調の可逆性圧縮形式(システムで読み込み可能なこと)

第17条 網図及び台帳平面図単位分割

1. 作成した路線網図を基に台帳平面図単位に網図の分割を行い、台帳平面図呼び出し用として作成を行う。
2. 一図面に複数の路線が入っている場合は、対応テーブルを作成し呼び出しを可能にすること。

第5章 成 果 品

第18条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

1. 道路現況平面図	1 式
2. 道路台帳平面図	1 式
3. 道路台帳測定基図	1 式
4. 道路台帳調書	1 式
5. 実延長調書	1 式
6. 現況調書（車道幅員別）	1 式
7. 現況調書（区間調書）	1 式
8. 橋梁調書	1 式
9. 道路現況（総括）台帳・検査表	1 式
10. 道路現況（部分自歩道）台帳・検査表	1 式
11. 橋梁現況台帳・検査表	1 式
12. 構造物調査表（橋梁）	1 式
13. 路線網図 標準サイズ（S=1/10,000）	5 部
縮小サイズ（S=1/15,000）	8 部

受注者は、電子データにより成果品を提出する。

第6章 附 則

第19条 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た内容を一切他に漏らしてはならない。

第20条 損害の補償

本業務において、受注者の起因により第三者に迷惑あるいは損害を与えた場合は、速やかにその経緯を発注者に連絡するとともに、受注者の責任において解決するものとする。

第21条 版 権

本業務において作成された各種データの著作権は発注者に帰属するものとする。